(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 29日

熊本県知事

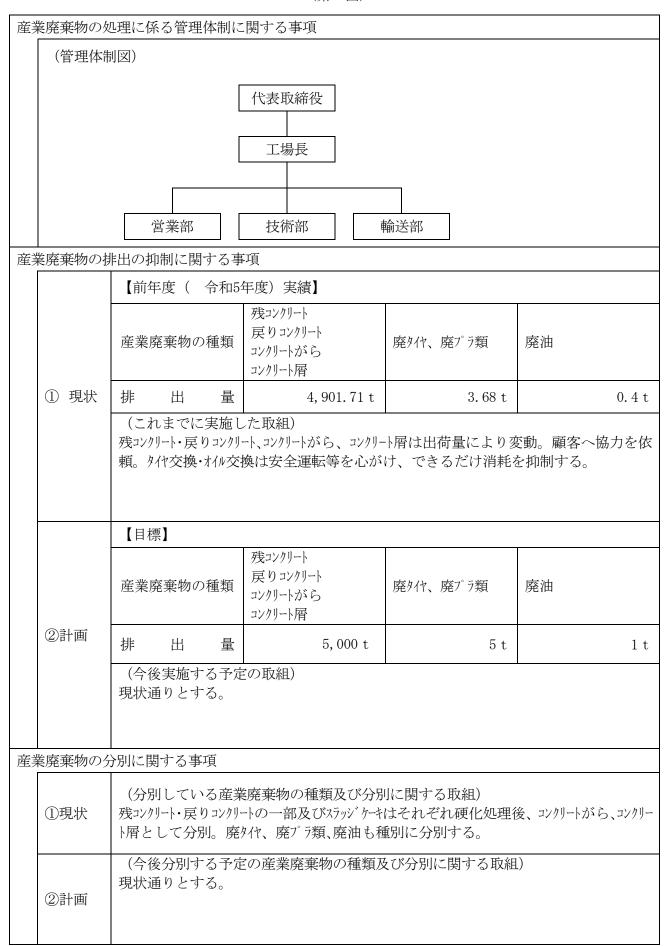
提出者

住 所 熊本県合志市須屋2688番地 氏 名 辻産業株式会社 合志工場 代表取締役 竹内竜裕 電話番号 096-242-3171

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他 その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事	業場の名称	辻産業株式会社 合志工場			
事	業場の所在地	熊本県合志市須屋2688番地			
計	画 期 間	令和6年4月1日~令和7年3月31日			
当計	当該事業場において現に行っている事業に関する事項				
	①事業の種類	生コンクリート製造業			
	②事業の規模	9億6千200万円(令和5年度) 46名			
	③従 業 員 数				
	④産業廃棄物の一連 の処理の工程				

(日本産業規格 A列4番)



自员	自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項					
		【前年度(令和5年度)実績】				
		産業廃棄物の種類	残コンクリート、戻りコンクリート	_		
	① 現状	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	2,850 t	_	t	
		(これまでに実施した取組 残コンクリート、戻りコンクリートで大型				
		【目標】				
		産業廃棄物の種類	残コンクリート、戻りコンクリート	_		
	②計画	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	3,000 t	_	t	
	₩ 計画	(今後実施する予定の取組 現状通りとする。)			
<u> </u>	> /= > 7 2₩6					
日月	つ行り産業別	経棄物の中間処理に関する事 【****	·			
		【前年度(一 年度)	美績 】			
		産業廃棄物の種類	_	_		
		自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	_	t	
	①現状	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t	_	t	
		(これまでに実施した取組)			
		【目標】				
		産業廃棄物の種類	_	_		
		自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	_	t	
	②計画	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	_	t	
		(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項						
		【前年度(一年度)	実績】			
	①現状	産業廃棄物の種類	_	_	_	
		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t	— t	
		(これまでに実施した取組)				
	②計画	【目標】				
		産業廃棄物の種類	_	_	_	
		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t	— t	
		(今後実施する予定の取組)				
産業	業廃棄物の 処	L理の委託に関する事項				
【前年度(令和5年度)実績】						
	① 現状	産業廃棄物の種類	コンクリートがら コンクリート屑	廃タイヤ、廃プラ類	廃油	
		全処理委託量	2, 051. 71 t	3.68 t	0.4 t	
		優良認定処理業者への 処理委託量	— t	— t	— t	
		再生利用業者への 処理委託量	2, 051. 71 t	3. 68 t	0.4 t	
		認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t	— t	
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t	— t	
		(これまでに実施した取組) 残コンクリート、戻りコンクリートのうち、大型プロックとして再利用できない分については自社敷地内 にて硬化後コンクリートがらとして、また、脱水機で処理しスラッジケーキとした後、硬化後コンクリート 屑として処理業者へ処理を委託。再生クラッシャーランとして再生される。 廃タイヤ、廃プラ類は焼成して燃料、又は破砕してゴムくずとして再利用された。 廃油は処理業者へ販売して処理を委託。再生油として再生される。				

(第5面)

	【目標】			
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら コンクリート屑	廃タイヤ、廃プラ類	廃油
	全処理委託量	3,000 t	5 t	1 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	— t	— t	— t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	3,000 t	5 t	1 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	— t	— t	— t
②計画	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) コンクリート生産量は昨年と同等であり、残コンクリート、戻りコンクリートなど産業廃棄物も同様である。よって、今後も再利用または処理委託を継続する。			
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
- (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成 工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規 模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。